

島根県幸

目

令和6年7月9日(火)

第 5 3 0 号

(毎週火・金曜日発行)

https://www.pref.shimane.lg.jp/

【告示】					
庁舎の管理に関する業務及び電気供給業務の契約に係る競争入札参加資格審査	(管	財	課)	2	
要綱の一部改正					
児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定	(障が	い福	祉課)	3	
児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業の廃止の届出	(")	4	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指	(")	5	
定障害福祉サービス事業者の指定					
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指	(")	5	
定障害福祉サービス事業の廃止の届出					
令和6年度定期種畜検査に合格した種畜	(畜	産	課)	7	
【公告】					
令和7年から令和9年までに島根県が発注する庁舎の管理に関する業務及び電	(管	財	課)	8	
気供給業務の契約に係る競争入札参加者の資格審査の実施					
令和7年から令和9年までに島根県が発注する物品の売買、借入れ等に係る競	(総務	事務セン	ター)	10	

次

建設業法の規定による営業の停止 (2件) (土木総務課) 公共測量の実施 (3件)

(技術管理課) 16

公共測量の終了(2件) (") 17

【雑報】

争入札参加者の資格審査の実施

令和5年度島根県市町村職員共済組合決算 (市 町 村 課) 17

【正 誤】

令和6年6月28日付け島根県報第527号中 (審査指導課)

告示

島根県告示第461号

庁舎の管理に関する業務及び電気供給業務の契約に係る競争入札参加資格審査要綱(昭和62年島根県告示第211号)の 一部を次のように改正する。

令和6年7月9日

島根県知事 丸 山 達 也

第3条第2項ただし書を削り、同項第1号中「及び定款の写し」を削り、同項中第6号を削り、第7号を第6号とし、 第8号及び第9号を削り、第10号を第7号とし、第11号から第16号までを3号ずつ繰り上げ、同条第3項中「及び営業経 歴書」を削り、同条第4項を削る。

第4条第3項を削る。

第5条の見出しを「(入札参加資格者名簿)」に改め、同条第1項中「の審査に基づき」を「に規定する入札参加資格審査により」に改め、「認定」の次に「したときは、入札参加資格者名簿に登録」を加え、同条中第2項から第4項までを削る。

第6条を次のように改める。

(入札参加資格審査の結果の通知)

第6条 知事は、入札参加資格審査の結果を当該申請者に通知するものとする。

第8条各号列記以外の部分中「様式第4号」を「様式第2号」に改め、同条第3号中「その資本金又は」を削る。

第9条中「第5条第4項」を「第5条」に、「様式第5号」を「様式第3号」に改める。

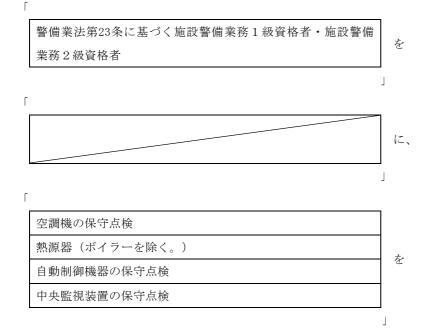
第10条第1項中「第4条第3項に掲げる事項について審査を行い、入札参加資格を」を「内容を審査し、適当と認められるときは、」に改め、同項後段を削り、同条第2項を次のように改める。

2 知事は、前項の審査の結果を当該申請者に通知するものとする。

第11条及び第12条を削り、第13条中「様式第9号」を「様式第4号」に改め、同条を第11条とし、第14条を第12条とする。

第15条中「、入札参加資格取消通知書(様式第10号)により」を削り、同条を第13条とする。

様式第1号中「申請者情報」を「申請者」に改め、同様式別紙中



2

に改め、「(デジタル総合種、AI・DD総合種、

AI第1種、DD第1種、DD第2種、デジタル第1種、デジタル第2種、デジタル第3種、アナログ第1種、アナログ第2種、アナログ第3種)」を削る。

様式第2号及び様式第3号を削り、様式第4号中

入札参加資格審査申請書記載事項変更届

を

年 月 日付けをもって提出した入札参加資格審査申請書及び添付書類の記載事項につい」

入札参加資格審査申請書記載事項変更届

届出者 (商号又は名称)

に改め、同様

年 月 日付けをもって提出した入札参加資格審査申請書及び添付書類の記載事項につい 」 式を様式第2号とし、様式第5号中

入札参加資格登録業務変更申請書

を

年 月 日付けをもって提出した入札参加資格審査申請書及び添付書類の記載事項のうち、」 入札参加資格登録業務変更申請書

申請者 (商号又は名称)

に改め、同

年 月 日付けをもって提出した入札参加資格審査申請書及び添付書類の記載事項のうち、 」 様式を様式第3号とし、様式第6号から様式第8号までを削り、様式第9号中

入札参加資格取消申請書

を

年 月 日付け 第 号をもって認定を受けた入札参加資格の取消しを受」

入札参加資格取消申請書

申請者 (商号又は名称)

に改め、同様式を様

年 月 日付け 第 号をもって認定を受けた入札参加資格の取消しを受 」 式第4号とし、様式第10号を削る。

附 則

この告示は、令和6年7月9日から施行し、令和7年から令和9年までに県が発注する庁舎の管理に関する業務及び電気供給業務の契約に係る競争入札に参加しようとする者の資格審査から適用する。

島根県告示第462号

児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので、

同法第21条の5の25第1号の規定により告示する。

令和6年7月9日

島根県知事 丸 山 達 也

1 児童発達支援

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
合同会社笑FULL	みやちゃん家 神在坂	浜田市長沢町321-1	令和6年3月15日
合同会社koboshi	大地の子	出雲市白枝町728	令和6年4月1日
合同会社演舞企画	うみいろ波子	江津市波子町イ1255-312	令和6年4月1日

2 放課後等デイサービス

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
有限会社江木商事	くろーばー 2	浜田市殿町66番地	令和6年3月1日
合同会社笑FULL	みやちゃん家 神在坂	浜田市長沢町321-1	令和6年3月15日
合資会社Waku2きゃん	放課後等デイサービス Wa	浜田市西村町1433-31	令和6年4月1日
ぱす	k u 2 きゃんぱす		
合同会社koboshi	大地の子	出雲市白枝町728	令和6年4月1日
合同会社たね	こどもひろばCOCOっ子上	出雲市斐川町上直江322番地	令和6年4月1日
	直江	3	

3 放課後等デイサービス (共生型)

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
合同会社ねんりん	えんがわ	隠岐郡隠岐の島町加茂414	令和6年4月1日

4 保育所等訪問支援

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
合同会社コネクト11	子ども支援館イレブン	益田市中島町イ1619番地8	令和6年4月1日

島根県告示第463号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の20第4項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業の廃止の届出があったので、同法第21条の5の25第2号の規定により告示する。

令和6年7月9日

島根県知事 丸 山 達 也

1 児童発達支援

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
合同会社演舞企画	なないろ江津駅前	江津市江津町909-1	令和6年4月1日

2 放課後等デイサービス

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
有限会社高山建設	放課後等デイサービスWak	浜田市西村町1433-31	令和6年3月31日
	u 2 きゃんぱす		
社会福祉法人わかば会	放課後等デイサービスK i d	邑智郡川本町大字川本388番	令和6年4月1日
	s わかば	地1	

島根県告示第464号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和6年7月9日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
合同会社笑FULL	共同生活援助	グループホーム みやち	浜田市長沢町321-1	令和6年4月1日
		やん家		
合同会社笑FULL	短期入所	短期入所 みやちゃん家	浜田市長沢町321-1	令和6年4月1日
株式会社ギフテッド	就労継続支援B型	ゆめの森ファーム	出雲市大社町修理免	令和6年4月1日
			84 – 5	
社会福祉法人桑友	就労移行支援	虹の工房まるべりー	出雲市斐川町学頭	令和6年4月1日
			1625 — 4	
合同会社ツナグ	地域移行支援	特定相談支援事業所つな	出雲市塩冶神前2-	令和6年4月1日
		<"	6-12 コーポミス	
			ティ201	
社会福祉法人E・	共同生活援助	ばすけっと益田事業所	益田市昭和町1-36	令和6年4月1日
G · F				
社会福祉法人はぴね	生活介護、就労継	多機能型事業所 あゆみ	益田市横田町2087番	令和6年4月1日
す福祉会	続支援B型	の里	地 1	
株式会社といろ	就労継続支援A型	といろ	安来市今津町38	令和6年4月1日
社会福祉法人よしか	共同生活援助	グループホームあおい	鹿足郡吉賀町立河内	令和6年4月1日
の里福祉会			106番地 2	
社会福祉法人よしか	地域移行支援、地	よしかの里相談支援事業	鹿足郡吉賀町六日市	令和6年4月1日
の里福祉会	域定着支援	所パレット	263番地 2	
社会福祉法人よしか	就労継続支援B型	就労継続支援B型事業所	鹿足郡吉賀町六日市	令和6年4月1日
の里福祉会		アスター	263番地 2	
社会福祉法人よしか	生活介護	生活介護事業所デイジー	鹿足郡吉賀町六日市	令和6年4月1日
の里福祉会			263番地 2	
合同会社ねんりん	生活介護	えんがわ	隠岐郡隠岐の島町加	令和6年4月1日
			茂414	
合同会社Robse	短期入所	グループホームこといろ	出雲市塩冶町983-2	令和6年5月1日

島根県告示第465号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定により、 次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

令和6年7月9日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
合同会社杏	居宅介護	ヘルパーあんず	浜田市長沢町3131番	令和6年3月31日

370007		四 瓜 水 報		11410 1 71 3 1
			地1	
合同会社Rose	居宅介護	ローズヘルパーステーシ	浜田市熱田町1023番	令和6年3月31日
		ョン	地 7	
社会福祉法人いわみ	生活介護	こくぶ学園	浜田市上府町イ2589	令和6年3月31日
福祉会				
社会福祉法人いわみ	施設入所支援	こくぶ学園	浜田市上府町イ2589	令和6年3月31日
福祉会				
社会福祉法人親和会	施設入所支援・生	障害者支援施設さざなみ	出雲市神西沖町2534	令和6年3月31日
	活介護	学園	- 2	
社会福祉法人希望の	就労定着支援事業	障がい者就労支援事業所	益田市横田町2080番	令和6年3月31日
里福祉会		のぞみの里	地	
社会福祉法人はぴね	生活介護	益田市障害者福祉センタ	益田市横田町2087番	令和6年3月31日
す福祉会		ーあゆみの里	地1	
一般社団法人空外記	就労継続支援B型	無二苑	雲南市加茂町大崎39	令和6年2月29日
念館			-8	
社会福祉法人かも福	重度訪問介護	ヘルパーステーションか	雲南市加茂町宇治328	令和6年3月31日
祉会		ŧ	番地	
社会福祉法人雲南市	重度訪問介護	訪問介護事業所おおぎ	雲南市大東町大東	令和6年3月31日
社会福祉協議会			1038番地	
社会福祉法人雲南市	重度訪問介護	訪問介護事業所みとや	雲南市三刀屋町三刀	令和6年3月31日
社会福祉協議会			屋1212番地3	
社会福祉法人雲南市	重度訪問介護	訪問介護事業所かけや	雲南市掛合町掛合853	令和6年3月31日
社会福祉協議会			番地1	
特定非営利活動法人	就労継続支援B型	就労継続支援B型事業所	鹿足郡吉賀町六日市	令和6年3月31日
地域活動支援センタ		アスター	263番地2	
ーよしかの里				
特定非営利活動法人	生活介護	生活介護事業所 デイジ	鹿足郡吉賀町六日市	令和6年3月31日
地域活動支援センタ		_	263番地2	
ーよしかの里				
特定非営利活動法人	共同生活援助	グループホームあおい	鹿足郡吉賀町立河内	令和6年3月31日
地域活動支援センタ			106番地 2	
ーよしかの里				
特定非営利活動法人	地域移行支援・地	よしかの里相談支援事業	鹿足郡吉賀町六日市	令和6年3月31日
地域活動支援センタ	域定着支援	所パレット	263番地 2	
ーよしかの里				
社会福祉法人いわみ	重度訪問介護	サポートセンターふかふ	浜田市殿町103-1	令和6年4月1日
福祉会		か		
合同会社演舞企画	就労継続支援B型	なないろ江津駅前	江津市江津町909-1	令和6年4月1日
社会福祉法人はぴね	居宅介護・同行援	益田市障害者福祉センタ	益田市横田町2087番	令和6年4月30日
す福祉会	護・行動援護・重	ーあゆみの里	地 1	
	度訪問介護			

島根県告示第466号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第4条第1項本文の規定による令和6年度定期種畜検査が実施され、種畜証明書を交付した旨農林水産大臣から通報があったので、同法第8条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和6年7月9日

島根県知事 丸 山 達 也

種畜証明書番号	名前 (登録・登記番号)	品 種	検査成績
22032020002	木呂 (日馬繁32S 00024)	馬	2級
		日本輓系種	
22232010001	晴奏 (日馬繁32S 00025)	馬	2級
		日本輓系種	
22301150003	曜光 (日馬繁01S 02981)	馬	2級
		ブルトン種	
22201150003	崔祈 (日馬繁01S 02950)	馬	2級
		ブルトン種	
22432010001	富士 (日馬血30232 0011)	馬	2級
		日本輓系種	
22132010001	海風 (日馬繁32S 00022)	馬	2級
		日本輓系種	
11343050097	茂華松(全和黒原6089)	肉用牛	1級
		黒毛和種	
11408150045	京村恵比寿(全和黒15936)	肉用牛	1級
		黒毛和種	
11347749928	平賢桜(全和黒15004)	肉用牛	2級
		黒毛和種	
11052113694	弘勝(全和黒15523)	肉用牛	1級
		黒毛和種	
11411625240	花福 1 4 (全和黒15797)	肉用牛	1級
		黒毛和種	
11399133874	亀永藤(全和黒原6500)	肉用牛	1級
		黒毛和種	
10870157996	尊(全和黒15725)	肉用牛	2級
		黒毛和種	
11417828164	恵乃星(全和黒原6411)	肉用牛	2級
		黒毛和種	
11370946547	貴幸国 (全和黒15752)	肉用牛	1級
		黒毛和種	
11617833555	島福久(全和黒原6475)	肉用牛	1級
		黒毛和種	
11581936313	紐茂久(全和黒原6273)	肉用牛	1級

		黒毛和種	
10874564561	令和5の25 (全和23子島黒1230830)	肉用牛	2級
		黒毛和種	
11334435605	久茂福(全和黒高2053)	肉用牛	1 級
		黒毛和種	
11367251388	百合久勝(全和黒高2062)	肉用牛	1 級
		黒毛和種	
11378299102	寿久(全和黒原6178)	肉用牛	1級
		黒毛和種	
11364554703	奥華栄(全和黒原6179)	肉用牛	特級
		黒毛和種	
11587932944	暁之藤(全和黒原6333)	肉用牛	1 級
		黒毛和種	
11622155185	紀多姫 (全和黒15915)	肉用牛	1 級
		黒毛和種	
11398344417	富来実(全和黒原6623)	肉用牛	1 級
		黒毛和種	
11675010288	紀多美(全和黒原6624)	肉用牛	1 級
		黒毛和種	

<u>公</u> 告

庁舎の管理に関する業務及び電気供給業務の契約に係る競争入札参加資格審査要綱(昭和62年島根県告示第211号。以下「要綱」という。)に基づき、令和7年から令和9年までに島根県が発注する庁舎の管理に関する業務及び電気供給業務の契約に係る競争入札に参加しようとする者の資格審査を次のとおり行うので公告する。

令和6年7月9日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 資格審査の対象となる業務
 - (1) 庁舎の清掃業務
 - (2) 庁舎の機械警備業務
 - (3) 庁舎の警備員警備業務
 - (4) 庁舎の貯水槽清掃業務
 - (5) 庁舎の害虫等防除業務
 - (6) 庁舎の浄化槽保守点検業務
 - (7) 庁舎の浄化槽清掃業務
 - (8) 庁舎の廃棄物処理業務
 - (9) 庁舎の空調機器保守点検業務
 - (10) 庁舎の昇降機保守点検業務
 - (11) 庁舎の消防用設備点検業務
 - (12) 庁舎のオイルタンク清掃点検業務
 - (13) 庁舎の電気設備保守点検業務

- (14) 庁舎の電話交換設備保守点検業務
- (15) 庁舎のボイラー保守点検業務
- (16) 庁舎の電気供給業務
- 2 資格審査の申請手続
 - (1) 申請方法

島根県電子調達共同利用システムの「資格申請システム」により申請を行う。

(2) 申請受付期間令和6年9月2日(月)から同月30日(月)まで

(3) 提出書類

ア 法人にあっては、登記事項証明書又はその写し

- イ 個人にあっては、身分証明書又はその写し
- ウ 業者基本情報
- エ 業務に関係する資格及び許認可等調書
- 才 役員等名簿
- カ 国税及び島根県における県税 (個人の県民税及び地方消費税を除く。以下同じ。) の滞納がないことを証する納 税証明書又はその写し
- キ 営業に必要な許可、認可等を受けていることを証する書類の写し
- ク 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第43条第7項の規定に基づく障害者の雇用状況の 報告義務がある場合にあっては、公共職業安定所へ提出した障害者雇用状況報告書の写し
- ケ 知事が別に定めるところによりしまね障がい者就労応援企業(しまねゆめいくカンパニー)の認定を受けている 場合にあっては、当該認定を証する書類の写し
- コ 知事が別に定めるところによりしまね子育て応援企業 (こっころカンパニー) の認定を受けている場合にあって は、当該認定を証する書類の写し
- サ 知事が別に定めるところによりしまね女性の活躍応援企業の登録を受けている場合にあっては、当該登録証の写 し
- シ 国際標準化機構が定めた規格ISO14001認証を取得している場合にあっては、その登録証の写し
- ス アからシまでに掲げるもののほか、知事が必要と認めた書類 なお、登記事項証明書、身分証明書並びに国税及び島根県における県税の滞納がないことを証する納税証明書 は、申請日前3月以内に発行されたものとする。
- (4) 書類の作成に用いる言語等

業者基本情報は、日本語で作成し、その他の書類で外国語で記載したものには、日本語の訳文を付記し、又は添付しなければならない。

- (5) 書類の受付期間及び提出方法
 - ア 令和6年9月2日(月)から同月30日(月)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律 第178号)第3条に規定する休日を除く。)
 - イ 受付時間は、午前9時から午後5時までとする(正午から午後1時までの間を除く。)。
 - ウ 提出方法は、持参又は郵送とする。郵送の場合は、令和6年9月30日(月)午後5時までに到着していること。
- (6) 書類の提出先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地 島根県庁本庁舎4階 島根県総務部管財課一元化第2係

3 競争入札参加者の資格審査

資格審査においては、要綱第2条第2項各号に掲げる書類の内容を審査するものとする。

4 申請書類及び入札参加資格審査申請手引きの交付開始日及び交付方法

- (1) 交付開始日 令和6年7月9日(火)
- (2) 交付方法 島根県総務部管財課ホームページから取得すること。
- 5 登録の有効期間

令和7年1月1日から令和9年12月31日まで

6 資格審査の結果の通知

資格審査の結果は、資格申請システムの認定完了メールにより申請者に通知する。

- 7 入札参加資格審査を受けることができない者
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者
 - (2) 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて一般競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの(その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。)
 - (3) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを受けていない者
 - (4) 国税及び島根県における県税を滞納している者
 - (5) 提出書類に故意に虚偽の事実を記載した者
 - (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は当該暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者
- 8 資格審査についての問合せ先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地 島根県庁本庁舎4階

島根県総務部管財課一元化第2係

電話 0852-22-6499 FAX 0852-22-6037

物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱(昭和45年島根県告示第4号。以下「要綱」という。)に基づき、 令和7年から令和9年までに島根県が発注する物品の売買、借入れ等に係る競争入札に参加しようとする者の資格審査を 次のとおり行うので公告する。

令和6年7月9日

島根県知事 丸 山 達 也

1 資格審査の対象となる営業種目

	大 分 類		小 分 類	15: 47. 日日 (<i>15</i> 11二)					
番号	種 別	番号	種目	取扱品目 (例示)					
1	文具・事務用機器類	(1)	紙類	和・洋紙、板紙、加工紙、感光紙、封筒等					
		(2)	文具	文房具					
		(3)	事務機器	謄写版、計算機、複写機、シュレッダー等					
		(4)	情報処理機器	パソコン、コンピュータ関連品、自動設計製図シ					
				ステム(CAD)、ソフトウエア等					
		(5)	印章	木印、ゴム印等					
2	調度品類	(1)	木製家具	木製机、木製椅子、水屋等					
		(2)	鋼製家具	金属製保管庫、金庫、鋼製机、鋼製椅子等					
		(3)	装飾	室内装飾品、じゅうたん、カーテン、衝立等					
3	印刷製本	(1)	活版・平版印刷	活版、平版、オフセット					

	37000 V	,		西瓜水	TV 1713 T
			(2)	軽印刷	
			(3)	フォーム印刷	
			(4)	特殊印刷	シール、ラベル、グラビア、スクリーン、診察券
					カード等
			(5)	複写	青写真、コピー、マイクロ写真、写真現像・焼き
					付け等
			(6)	出版・製本・製作	出版、製本、地図作成、航空写真、印刷物の企 画・デザイン
-	4	機械器具類	(1)	医療機器	医療用機器類、車椅子、聴診器、血圧計、担架等
			(2)	工作機器	旋盤、研削機、ミシン等
			(3)	理化学機器	各種実験機器、分析機器等
			(4)	産業機器	建設機械、農林水産機械等
			(5)	電気通信機器	家庭電器製品、電気通信機器、電気工事材料、電
					話器、ファクシミリ、乾電池等
			(6)	光学計測機器	顕微鏡、測量用機器、測定用機器、写真機、フィ
					ルム、レンズ等
			(7)	冷暖房機器	冷暖房機器、ストーブ、ヒーター、エアコン等
			(8)	厨房機器	調理台、流し台、ガス台、冷蔵庫、炊飯器、冷温
					水機、オーブン等
			(9)	諸機器	印刷機器、高圧洗浄機、発動機類、コンベアー等
Ī	5	車両船舶類	(1)	車両類	自動車、各種車両類、タイヤ、工具、部品、修理
			(2)	船舶	鋼船、木造船、ヨット等、工具、部品、修理
			(3)	航空機	飛行機、ヘリコプター、工具、部品、修理
	6	図書・教材類	(1)	書籍	図書、法規、雑誌、地図、刊行物等
			(2)	教材用具	各種教材、教材用ビデオソフト、CD、視聴覚機
					器等
			(3)	運動用具・レジャー	運動器具、各種スポーツ用品、レジャー用品、娯
				用品	楽用品、遊具、おもちゃ等
			(4)	楽器	各種楽器
			(5)	標本・美術品	模型、標本、見本、書画、骨とう等
	7	薬品類	(1)	医療薬品	各種薬品類、医療ガス類等
			(2)	動物薬品	
			(3)	農業薬品	除草剤、殺虫剤、農薬等
			(4)	工業薬品	凍結防止剤等
			(5)	衛生材料	包帯、ガーゼ、紙おむつ等
			(6)	診療材料	一般及び特定保険診療材料等(カテーテル、シリ
					ンジ、ガイドワイヤー、輸血セット等)
	8	燃料・油脂類	(1)	石油	ガソリン、軽油、灯油、重油等
			(2)	石炭、木炭、薪	石炭、木炭、薪、コークス、練炭等
			(3)	ガス	プロパン、ブタン、アセチレン、水素等

31000 v			西瓜水	+k 11/10 + 1/13 t
		(4)	諸油	潤滑油等
9	材料類	(1)	鋼材	丸鋼、平鋼、形鋼、線材等
		(2)	セメント・アスファ	生コン、セメント、コンクリート二次製品、アス
			ルト	ファルト、コールタール等
		(3)	骨材	砂、砂利、砕石等
		(4)	建材	木材、合板等
		(5)	諸材料	ガラス、土石等
10	繊維類	(1)	被服	制服、制帽、作業服、事務服、白衣等
		(2)	寝具	布団、毛布、敷布、枕等
		(3)	その他の繊維製品	幕類、旗類、テント、染物、緞帳等
11	警察・消防用品	(1)	警察用品	警棒、手錠、鑑識用機械器材等
		(2)	消防保安用品	消防ポンプ、避難用具、救助器具、防火服、火災
				報知器、消火器、化学消火薬剤等
12	雑類	(1)	百貨	百貨、雑品等
		(2)	時計、貴金属	時計、金、銀、宝石、指輪等
		(3)	金物、荒物雑貨	家庭金物、大工道具、土工道具、陶磁器、ロー
				プ、マット、ほうき、竹籠等
		(4)	ゴム・樹脂製品	ホース、ビニール、プラスチック製品、ゴム履物
				等
		(5)	皮革	靴、鞄等
		(6)	食品	農産品、果実類、工産品(酒、食用油等)、畜産
				品、水産品等
		(7)	動物	牛、豚等
		(8)	看板	紙・布看板、金属看板等
		(9)	塗料、染料	
		(10)	種苗	種子、苗木等
		(11)	花木	生花、造花等
		(12)	諸雑	飼料、肥料、記章、カップ、標識、プレート等
13	売払品	(1)	生産品	
		(2)	不用品	金属、紙等
14	借入品	(1)	事務機器	複写機、シュレッダー等
		(2)	情報処理機器	パソコン、コンピュータ関連品等
		(3)	家具	家具類
		(4)	理化学機器	各種実験機器、分析機器等
		(5)	産業機器	建設機械、農林水産機械等
		(6)	電気通信機器	家庭電器製品、電気通信機器等
		(7)	車両船舶	各種車両船舶類
		(8)	寝具	寝具類
		(9)	その他	

2 資格審査の申請手続

(1) 申請方法

島根県電子調達共同利用システムの「資格申請システム」により申請を行う。

(2) 申請受付期間

令和6年9月2日(月)から同月30日(月)まで

- (3) 提出書類
 - ア 業者基本情報その2 (島根県物品)
 - イ 法人にあたっては、登記事項証明書(写し可)
 - ウ 個人にあっては、身分証明書(写し可)
 - エ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書「その3」 (写し可)
 - 才 役員等名簿
 - カ 島根県税に係る納税証明書(写し可)
 - キ 国際標準化機構が定めた規格 I S O 14001認証を取得している場合にあっては、その登録証の写し
 - ク 環境大臣が定めるエコアクション21ガイドラインに基づくエコアクション21認証・登録を受けている場合にあっては、当該認証・登録証の写し
 - ケ 知事が別に定めるところによりしまね障がい者就労応援企業(しまねゆめいくカンパニー)の認定を受けている 場合にあっては、当該認定を証する書面の写し
 - コ 知事が別に定めるところによりしまね子育て応援企業 (こっころカンパニー) の認定を受けている場合にあって は、当該認定を証する書面の写し
 - サ 知事が別に定めるところによりしまね女性の活躍応援企業の登録を受けている場合にあっては、当該登録証の写し
 - シ 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第43条第7項の規定に基づく障害者の雇用状況の報告義務がある場合にあっては、公共職業安定所に提出した障害者雇用状況報告書の写し
 - ス アからシまでに掲げるもののほか、知事が必要と認めた書類

なお、登記事項証明書、消費税等に係る納税証明書及び島根県税に係る納税証明書は、申請日前3月以内に発行されたものとする。

(4) 書類の作成に用いる言語等

提出書類で外国語で記載したものには、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

- (5) 書類の受付期間及び提出方法
 - ア 定期審査にあっては、令和6年9月2日(月)から同月30日(月)までに郵送すること(必着)。
 - イ 随時審査にあっては、令和7年1月6日(月)から令和9年11月15日(月)までに郵送し、又は持参すること (必着)。

ただし、持参する場合の受付時間は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日並びに12月29日から1月3日までの間を除いた日の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までの間を除く。)とする。

- (6) 書類の提出先
 - ア 郵送の場合

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

島根県総務部総務事務センター物品調達第一係・第二係

イ 持参の場合(随時審査に係るものに限る。)

島根県松江市殿町8番地3 島根県市町村振興センター5階

島根県総務部総務事務センター物品調達第一係・第二係

3 入札に参加できない者

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて一般競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの(その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。)
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者
- (4) 島根県会計規則 (昭和39年島根県規則第22号) 第60条の3の規定に該当しない者
- 4 入札参加者の資格審査

要綱第2条第2項各号及び第4条第1項に掲げる項目の審査を行う。

- 5 申請書類の交付
 - (1) 交付開始日

令和6年7月9日(火)

(2) 交付方法

島根県総務部総務事務センターのホームページによる。

- 6 登録の有効期限
 - (1) 定期審査に係るものにあっては、令和7年1月1日から令和9年12月31日まで
 - (2) 随時審査に係るものにあっては、認定した日から令和9年12月31日まで
- 7 資格審査の結果の通知

資格申請システムの認定完了メールにより通知する。

8 資格審査についての問合せ先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

島根県総務部総務事務センター物品調達第一係・第二係

電話 0852-22-5683 FAX 0852-22-6171

建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定により、次のとおり営業の一部の停止を命じたので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

令和6年7月9日

島根県知事 丸 山 達 也

1 処分をした年月日

令和6年7月1日

- 2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
 - (1) 処分を受けた者の商号 有限会社石橋工務所

(2) 主たる営業所の所在地

大田市仁摩町仁万569番地1

(3) 代表者の氏名

森田 憲幸

(4) 許可番号

島根県知事許可(特-3)第4062号

3 処分の内容

(1) 停止を命ずる営業の範囲

土木一式工事業、とび・土工工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの

- (注1) 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第1に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)若しくは建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条に規定する法人が受託者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第2条第2項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。
- (注2) 「民間工事」とは、上記(注1)以外の建設工事をいう。
- (注3) 「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第2条第 1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。
- (2) 期間

令和6年7月2日から同月16日までの15日間

4 処分の原因となった事実

入札参加資格申請時及び入札参加時に提出した「業態調書」に虚偽の記載をした。

このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められる。

建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定により、次のとおり営業の一部の停止を命じたので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

令和6年7月9日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 処分をした年月日
 - 令和6年7月1日
- 2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
 - (1) 処分を受けた者の商号

有限会社大田技建工業

- (2) 主たる営業所の所在地
 - 大田市仁摩町仁万572番地2
- (3) 代表者の氏名

石橋 真弓

(4) 許可番号

島根県知事許可(特-2)第6324号

- 3 処分の内容
 - (1) 停止を命ずる営業の範囲

建設業に関するすべての営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの

- (注1) 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第1に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)若しくは建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条に規定する法人が受託者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第2条第2項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。
- (注2) 「民間工事」とは、上記(注1)以外の建設工事をいう。

(注3) 「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第2条第 1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

(2) 期間

令和6年7月2日から同月16日までの15日間

4 処分の原因となった事実

入札参加資格申請時及び入札参加時に提出した「業態調書」に虚偽の記載をした。

このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められる。

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年7月9日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量 (用地測量)

2 作業期間

令和6年6月28日から同年8月30日まで

3 作業地域

出雲市斐川町黒目地内

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年7月9日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量 (用地測量)

2 作業期間

令和6年6月28日から同年10月3日まで

3 作業地域

出雲市湖陵町畑村地内外

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年7月9日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量 (基準点測量)

2 作業期間

令和6年7月1日から同年12月13日まで

3 作業地域

仁多郡奥出雲町八川地内

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和6年 5月31日に終了した旨出雲市長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告 する。

令和6年7月9日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量 (航空レーザ測量)

2 作業期間

令和5年8月24日から令和6年5月31日まで

3 作業地域

出雲市内の一部

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和5年 11月15日に終了した旨島根県知事から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公 告する。

令和6年7月9日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量(4級基準点測量)

2 作業期間

令和5年7月20日から同年11月15日まで

3 作業地域

安来市矢田町地内

雑 報

地方公務員等共済組合法 (昭和37年法律第152号) 第22条第3項の規定に基づき、令和5年度決算の要旨を公告する。 令和6年7月9日

島根県市町村職員共済組合理事長 田 中 武 夫

損益計算書の要旨

											(単位:十円)
	経 理 区 分	短 期	厚生年金 保険	退職等 年金		退職等年金 預託金管理	業務	保 健	宿泊	貯 金	貸付	物資
	負担金	4, 311, 333	8, 479, 388	466, 239	60, 993		123, 667	152, 814				
	掛金・保険料	4, 376, 059	5, 681, 569	466, 233				150, 483				
	施設収入・商品売上								355, 793			
収	組合員貸付金利息										6, 137	

	受託商品手数料											26, 918
	連合会交付金						55, 069				47	
	利息及び配当金	11				4, 469	2	8	2	438, 115	1	5
入	他経理から繰入						23, 376	8,000	11,046			
	前年度繰越支払準備金	563, 376										
	その他の収入	561, 739					96		19, 104	63, 999		51
	計	9, 812, 518	14, 160, 957	932, 472	60, 993	4, 469	202, 210	311, 305	385, 945	502, 114	6, 185	26, 974
	給付	4, 972, 329										
	役職員給与・賃金						97, 171	22, 533	130, 748	25, 703	4,004	11, 219
	旅費・事務費						11,027	1,613	862	3, 109	338	2,056
	保健事業費							141, 667				
	特定健康診査等費							22, 349				
	商品仕入								4, 438			
١.	飲食材料費								62, 026			
支	委託費・委託管理費						5, 881	2, 405	51, 488	712	7	878
	支払利息					4, 469				294, 602	4, 469	
	病床転換支援金	2										
	退職者給付拠出金	19										
Ш	前期高齢者納付金	1, 393, 992										
1	後期高齢者支援金	1, 666, 105										
	介護納付金	877, 322										
	他経理へ繰入	23, 376						11,046		5,000		3,000
	連合会払込金	98, 485	14, 160, 957	932, 472	60, 993		54, 978	2, 088				
	連合会拠出金	438, 733										
	次年度繰越支払準備金	763, 835										
	その他の支出	5, 966					35, 649	7,816	189, 706	14, 765	1, 368	9, 122
	1	10, 240, 164	14, 160, 957	932, 472	60, 993	4, 469	204, 706	211, 517	439, 268	343, 891	10, 186	26, 275
	差引当期利益金又は 当期損失金(△)	△ 427,646	0	0	0	0	△ 2,496	99, 788	△ 53,323	158, 223	△ 4,001	699

貸借対照表の要旨

(単位:千円)

												(単位:十円)
	経 理 区 分	短 期	厚生年金 保険	退職等 年金	経過的 長期	退職等年金 預託金管理	業務	保 健	宿泊	貯 金	貸付	物資
View	流動資産	1, 237, 620	741, 126	59, 051	398	15, 381	154, 685	683, 183	361, 964	2, 491, 172	9, 562	157, 576
資	固定資産					464, 000	569	219	1, 503, 344	34, 671, 851	501, 381	1
産	繰延資産											
	資産合計	1, 237, 620	741, 126	59, 051	398	479, 381	155, 254	683, 402	1, 865, 308	37, 163, 023	510, 943	157, 577
/-	流動負債	349, 614	741, 126	59, 051	398		10, 246	35, 965	31,632	33, 916, 105	25	59, 178
負債	固定負債	763, 834				479, 381	64, 671	8, 109	84, 796	42, 967	465, 409	9, 219
1貝	負債合計	1, 113, 448	741, 126	59, 051	398	479, 381	74, 917	44,074	116, 428	33, 959, 072	465, 434	68, 397
	資本剰余金								2, 364, 575			
純	利益剰余金	124, 172					80, 337	639, 328		3, 203, 951	45, 509	89, 180
資	欠損金								615, 695			
産	純資産合計	124, 172	0	0	0	0	80, 337	639, 328	1, 748, 880	3, 203, 951	45, 509	89, 180
	負債・純資産合計	1, 237, 620	741, 126	59, 051	398	479, 381	155, 254	683, 402	1, 865, 308	37, 163, 023	510, 943	157, 577

正誤

令和6年6月28日付け島根県報第527号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ 箇所 28 島根県告示 第 442 号の 表中

変 更 前 変 更 前 売りさばき人の氏名 売りさばき人の氏名 島根県食品衛生協会出雲支 島根県食品衛生協会出雲支 所 支所長 竹原 敏正 所 支所長 竹原 敏正 正

変更前	変 更 後					
売りさばき人の氏名	売りさばき人の氏名					
島根県食品衛生協会出雲支	島根県食品衛生協会出雲支					
所 支所長 竹原 敏正	所 支所長 小村 慎二					